

## S-FA 研修の実施に関する 新型コロナウイルス感染症対策について

S-FA 研修を実施する場合には、令和 2 年 8 月 28 日付け事務連絡「消防団員公務災害防止研修実施に関する新型コロナウイルス感染症対策について」で通知した対策に加え、下記の事項について対策することを条件に実施することとする。

### 記

#### 1 事務局における対策事項

- (1) 令和 2 年 8 月 28 日付け基金事務連絡にあるマスクの着用、手洗いやアルコール等による手指の消毒の徹底、人と人との間隔を可能な限り 2 メートルの確保、大声での会話をなるべく控えること等を全員（講師、事務局、消防団員などすべての入場者をいう。以下同じ。）に周知し、実施していない者がいるときは実施するよう注意する。
- (2) 非接触型体温計を用意する。開催日当日の会場施設への最初の入場時、非接触型体温計で全員を検温する。発熱の認められる者は入場させない。開催日当日に講師に発熱が認められる場合は、研修を実施しない。
- (3) 班分けは事前に行い、班の人数を 5 名程度に制限する。
- (4) 人と人との間隔については、以下の事項を実施する。
  - ① 実技や討議において人と人との間隔を 2 メートル（最低 1 メートル。以下同じ。）確保できるよう事前に座席を指定すること
  - ② 消防団の幹部（受講・見学ではなく監督を目的に入場する団長、副団長、分団長等）についても①と同様にすること
  - ③ 実技や討議においても 2 メートルの間隔は常に確保するよう周知すること
  - ④ 2 メートルの間隔の確保が困難になるような人数は、会場へ入場させない（見学者は、間隔が十分に確保できる場合を除き、入場させない）こと
- (5) 演台には飛沫防止板を設置する。
- (6) 全員分のフェイスシールドを用意する。事務局はフェイスシールドを着用する。全員に対し、実技や討議の場面でマスクに加えフェイスシールドを着用する（飛沫防止板越しに発声する場合の発声者を除く。）旨周知する。
- (7) 状況評価、初期評価及び救急隊への申し送りの展示及び実技のため、基金から班数及び展示用 1 体分の訓練用人形（空気で膨らませるもの。以下同じ。）を貸与する。併せて、当該人形を膨らませるための資機材（人の呼気で膨らませないため）を貸与するので、事務局で事前に膨らませておく。また、この実技では、資機材の

共用が発生しない（複数の者が当該人形に触れない）よう周知する。

- (8) 圧迫止血の展示及び実技のため、基金から受講者、講師及び講師補助者分のエマージェンシー・バンテージを貸与する。
- (9) 資料・道具・資機材・文具・マイクについては以下の事項を実施する。
  - ① 資料等を共用しないこと（一つの資料等を複数の者が触れないようにすること）。例えば、受付での出席確認では出席者によるペン・紙等の共用はせず、名前等で確認して事務局が出席簿に記載。資料・書類は手渡しでやり取りせず、事前に参加者の手元に置いておくなどで対応すること。また、研修の途中で配布する必要が生じたものは、間隔を確保するため一人一人に取りに来させ、その前後に必ず手指の消毒を行わせること。
  - ② 資料等を共用しない旨周知すること
  - ③ 共用せざるを得ない事態が生じた場合には、基金から全員分のウェットティッシュ（除菌効果のあるもの。以下同じ。）を送るので、共用する者一人一人に対し共用の都度その前後に手指等の消毒を実施させること
- (10) 昼食を取るときや、その目的等のために机や椅子の並べ替えを行うときも、対策を徹底する。

## 2 指導員における対策事項

- (1) 令和2年8月28日付け基金事務連絡にあるマスクの着用、手洗いやアルコール等による手指の消毒の徹底、人と人との間隔を可能な限り2メートルの確保、大声での会話をなるべく控えること等は指導員も同様に実施し、受講者に実施していない者がいるときは実施するよう指導する。
- (2) 当日の会場での検温で不調が判明した場合、又は指導員が基金事務連絡の別添チェックシートの1「参加者が以下の事項に該当する場合には研修参加の見合わせを求める」（以下の事項 略）に該当する場合は、事務局に開催の見合わせを申し出る。
- (3) 研修中の人と人との間隔については、以下の事項を実施する。
  - ① 参加者とは2メートルの間隔を確保し、接近して指導しないこと
  - ② 間隔を確保できない展示では、フェイスシールドを着用し、15分以内で実施すること
  - ③ 展示や実技における傷病者役は基金が貸与する訓練用人形とすること
  - ④ 展示に関わる者（講師、救急隊員、消防団員）は展示中、他者に触れないようにすること
  - ⑤ 展示や実技に関わる者は全員、当該展示の前後に手指等を消毒すること
  - ⑥ 展示や実技において他の受講者の身体に接触しないこと、大声を控えることについて指導すること

- (4) フェイスシールドを着用する。全員に対し、実技や討議の場面でマスクに加えフェイスシールドを着用するよう指導する。ただし、飛沫防止板越しに発声する場合の発声者は、フェイスシールドを着用しなくてよい。
- (5) 状況評価、初期評価及び救急隊への申し送りの展示及び実技では、基金から貸与する訓練用人形を使用する。また、この実技では、資機材の共用が発生しない（複数の者が当該人形に触れない）よう指導する。さらに、この実技は15分以内で実施する。
- (6) 圧迫止血の展示及び指導では、基金が貸与したエマージェンシー・バンテージを使用し、自分の片方の腕又は脚に巻く。
- (7) 資料・道具・資機材・文具・マイクは共用しない。共用せざるを得ない事態が生じた場合には、基金から全員分のウェットティッシュを送るので、共用の都度その前後に手指等の消毒を実施する。
- (8) 感染症対策のために実施方法を変更している部分については、本来の実施方法との違いを説明する。

### 3 上記1で事務局が用意するもののうち、基金が助成対象とするもの

- (1) フェイスシールド
- (2) 飛沫防止板
- (3) 消毒液